

# 2024年度の労災保険率と 雇用保険料率

労災保険率は、業種ごとに定められており、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況などを考慮して原則3年ごとに改定されています。2024年度は改定の年となっており、3年前の見直しで改定は行われなかったことから、今回は6年ぶりの改定となります。

## 2024年度の労災保険率

### [労災保険率]

2024年4月からの労災保険率は、全体の平均では4.5/1000から4.4/1000となり、1000分の0.1の引下げとなります。54業種のうち、引下げとなるのは17業種、引上げとなるのは3業種です。主な変更業種は以下のとおりです。

業種	2018年度	2024年度	変化
林業	60/1000	52/1000	↓
食品製造業	6/1000	5.5/1000	↓
木材又は木製品製造業	14/1000	13/1000	↓
パルプ又は紙製造業	6.5/1000	7/1000	↑
金属材料品製造業	5.5/1000	5/1000	↓
金属製品製造業又は 金属加工業	10/1000	9/1000	↓
電気機械器具製造業	2.5/1000	3/1000	↑
ビルメンテナンス業	5.5/1000	6/1000	↑

### [特別加入保険料率]

一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率の改正も行われ、25区分のうち、以下の5区分が引下げとなります。

事業又は作業の種類	2018年度	2024年度
個人タクシー、個人貨物運送業者、 原動機付自転車又は自転車を使用 して行う貨物の運送の事業	12/1000	11/1000
建設業の一人親方	18/1000	17/1000
医薬品の配置販売業者	7/1000	6/1000
金属等の加工、洋食器加工作業	15/1000	14/1000
履物等の加工の作業	6/1000	5/1000

### [請負による建設の事業に係る労務費率]

労災保険料は、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額（以下、「賃金総額」という）に、労災保険率を乗じて算定することを原則としています。

ただし、請負による建設の事業で事業の特殊性により、賃金総額を正確に算定することが困難な場合は、賃金総額算定方法の特例が認められています。

この特例では、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額としますが、ここで用いる労務費率についても改定が行われ、「鉄道又は軌道新設事業」が24%から19%に引下げとなり、「その他の建設事業」が24%から23%に引下げとなります。

## 2024年度の雇用保険料率

2024年度の雇用保険料率は、2023年度と変更なく、下表のとおりとなります。

事業の種類	従業員負担	会社負担	合計
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
農林水産・清酒 製造の事業	7/1000	10.5/1000	17.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000